

## 福島銀行「いつでもどこでも支店」総合口座定期預金規程

### 1. 「いつでもどこでも支店」取引規程等

「いつでもどこでも支店」総合口座定期預金（以下「この預金」といいます。）の各取引については、この規程の定めによるほか、当行の「いつでもどこでも支店」取引規程、「いつでもどこでも支店」総合口座普通預金規程、総合口座取引規程および別途当行が定める各取引規程に基づくものとします。

### 2. 預金の取引

- (1) この預金は、当店への申込書類等の郵送、当店以外の当行本支店の窓口へのお申出、当行所定のタブレット端末を通じた依頼に基づく方法もしくはバンキングアプリを通じた依頼に基づき取引します。
- (2) この預金のお申込み時には通帳は発行しません。通帳が必要な場合は当店以外の当行本支店の窓口でお申込みいただくことができます。

### 3. 預金の種類

- (1) お客様が当店への申込書類等の郵送等により取引を行うことができる預金の種類は、自由金利型定期預金（M型）とし、総合口座として取扱います。
- (2) 当店以外の当行本支店に来店された場合には、当行本支店で取り扱う所定の取引を行うことができます。

### 4. 預金の解約

債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。ただし、当行がお客様からの解約請求に応じる場合には、当行所定の本人確認をさせていただく場合がございます。インターネットを通じて解約する場合、その利息、元金は福島銀行「いつでもどこでも支店」総合口座普通預金に入金する方法により支払います。

### 5. 規程の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規程の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2024年7月16日現在)